

## 規則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、「該当するもの」の下に「（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規定するものを除く。）」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）」を「第一項の建築物に係る規則」に改め、「定める時期は」の下に「、別表第一(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ」を加え、「別表」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 令第十六条第一項に規定する建築物に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「規則」という。）第五条第一項の規定により知事が定める時期は、別表第二(イ)欄の各項に掲げる用途の区分に応じ、第一回の報告を行った日の翌日から起算して同表(㉔)欄に掲げる年ごとで、毎回当該同欄に掲げる年の満了する日からその日前三月までの間とする。

第三条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第一項中「昇降機及び昇降機以外の建築設備」を「特定建築設備等」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「（住宅又は共同住宅の住戸に設けられたものを除く。）」を「（平成二十八年国土交通省告示第二百四十号（別表第二において「平成二十八年告示」という。）第二第三号に掲げるものに限る。ただし、籠が住戸内のみを昇降するものを除く。）」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前条第一項の建築物」を「令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 前条第一項の建築物に設ける防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。））に限る。）（令第十六条第三項第二号に規定するものを除く。）

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 令第十六条第三項各号又は前項各号に掲げる特定建築設備等に係る規則第六条第一項の規定により知事が定める時期は、第一回の報告を行った日の翌日から起

算して一年（同項の規定により国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、三年）ごとで、当該期間の満了する日からその日前一月までの間とする。

3 令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に係る規則第六条の二の二第一項の規定により知事が定める時期は、使用期間が連続して六月以内のものにあつては毎年使用開始の日からその日前一月までの間、それ以外のものにあつては毎年四月一日から同月三十日までの間及び十月一日から同月三十一日までの間とする。第三条に次の一項を加える。

5 規則第六条の二の二第三項ただし書の規定により規則で定める報告書の様式及び検査結果表は、提出の日前二月以内に検査した事項に基づいて作成する同項本文に規定する報告書及び定期検査報告概要書並びに検査結果表とする。

別表四の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

	用 途		報告の間隔
	(イ)	(ロ)	
一	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場		二年
二	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第二号から第九号までに掲げるもの		二年
三	共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成二十八年告示第一第二項第一号に掲げるものに限る。）		三年
四	体育館（学校に附属するものを除く。）		二年
五	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に附属するものを除く。）		三年
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホー		

六 ル、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食 店又は物品販売業を営む店舗（床面積が十平 方メートル以内のものを除く。）	二年
--	----

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。  
 （経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第二  
 条第一項に規定する建築物に該当するものであって、施行日に建築基準法施行令  
 （昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第十六条第一項に規  
 定する建築物に該当することとなったものに係る改正後の第二条第二項の規定の  
 適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細  
 則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以  
 下この項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とある  
 のは「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施  
 行日において令第十六条第一項に規定する建築物に該当することとならなかった  
 とした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とす  
 る」とする。

3 施行日の前日において改正前の第三条第一項第一号又は第二号に掲げる昇降機  
 のいずれかに該当するものであって、施行日に令第十六条第三項第一号に規定す  
 る昇降機に該当することとなったものに係る改正後の第三条第二項の規定の適用  
 については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の  
 一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下こ  
 の項において「施行日」という。）以後最初の報告」と、「とする」とあるのは  
 「とする。この場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期は、施行日  
 において令第十六条第三項第一号に規定する昇降機に該当することとならなかつ  
 たとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期と  
 する」とする。

4 小荷物専用昇降機（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八  
 年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平  
 成二十九年五月三十一日までの間に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。  
 以下「法」という。）第七条第五項若しくは法第七条の二第五項（いずれも法第  
 八十七条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定

による検査済証の交付を受けたものに限る。次項において同じ。）に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める時期は、施行日以後最初の報告に係る時期にあつては施行日から起算して一年が満了する日又は法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して二年が満了する日のいずれか遅い日から当該日前一月までの間、当該最初の報告後の報告に係る時期にあつては当該最初の報告を行った日の翌日から起算して一年ごとで、当該期間の満了する日から当該日前一月までの間とする。

5 前項の規定により施行日から平成三十一年五月三十一日までの間に一回以上報告がなされた小荷物専用昇降機に関する同日の翌日以後の改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一回の報告」とあるのは「埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日以後最初の報告」とする。

6 防火設備（建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）の施行の際現に存するもの又は同省令の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間に法第七条第五項若しくは法第七条の二第五項の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る同省令附則第二条第四項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間とし、当該期間中における報告の回数是一回とする。

7 施行日の前日において改正前の第三条第三項第二号に掲げる工作物に該当するものであつて、施行日に令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとなつたものに係る改正後の第三条第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とする。この場合における埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（平成二十八年埼玉県規則第六十二号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後最初の報告をすべき時期は、施行日において令第三百三十八条の三に規定する昇降機等に該当することとならなかつたとした場合における当該施行日以後最初の報告をすべき時期に相当する時期とする」とする。